令和９年測量士・測量士補試験の実施計画及び問題作成方針

I.　令和９年測量士・測量士補試験実施計画

1.　試験日時及び試験方法等

(1) 試験日時

測量士試験　　令和９年５月１６日（日）午前１０時から午後４時まで
（午後０時３０分から午後１時３０分まで休憩）

測量士補試験　　令和９年５月１６日（日）午後１時３０分から午後４時３０分まで

(2) 試験方法

(ア) 測量士・測量士補試験とも筆記試験とする。

(イ) 測量士試験は、国土地理院で用意した電卓を使用する。

(3) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験会場を変更又は追加する場合がある。

2.　試験業務の準備

(1) 試験実施本部の設置

試験業務を円滑に遂行するため、試験実施本部を設置し、試験実施本部に試験問題作成委員会、試験問題点検委員会、試験実施委員会及び試験答案採点委員会を置く。

本部長（院長）
- 試験問題作成委員会（委員長：基本図情報更新技術分析官）― 作成委員
- 試験問題点検委員会（委員長：企画部長）― 点検委員
- 試験実施委員会（委員長：企画部長）― 実施委員
- 試験答案採点委員会（委員長：企画部長）― 採点委員

(2) 広　報

(ア) 官報掲載

上記１の内容を官報において公告する。

(イ) 報道発表

官報公告時及び合格発表時に報道発表を行う。

(ウ) 県広報及び関係団体の機関誌掲載

都道府県及び(公社)日本測量協会等に掲載を依頼する。

(エ) ポスター掲示

都道府県及び(公社)日本測量協会等に掲示を依頼する。

(オ) インターネットへの情報掲載

国土地理院ホームページに実施概要を掲載する。

3. 合格発表及び通知

測量士は令和９年７月８日（木)、測量士補は令和９年６月２４日（木)、国土地理院ホームページに合格者の受験番号、合格者数及び合格率を掲載する。また、全受験者に試験結果（合否）を通知する。

4. 試験問題等の公表

試験日の翌日以降、試験問題、解答を国土地理院ホームページに掲載する。なお、択一式の試験の解答については、試験問題と同時に掲載する。

5. 試験成績の通知

不合格者全員に対し、結果通知書に試験の成績を付記して通知を行う。

6. 受験案内の配布及び願書受付期間の変更について

令和８年試験における願書の受付期間は、令和８年１月５日から１月２２日（１８日間）とした。令和９年試験については、書面申請と電子申請が併存する中、より適正な試験実施につなげるため、願書の受付開始を令和８年 12 月中旬に早めるとともに、受付終了を令和８年試験より１週間程度前倒しする。

なお、受験生への配慮として、受験案内の配布と同時に願書の受付を開始することで速やかに提出可能な環境を整備する。

II. 令和 9 年測量士・測量士補試験問題作成方針

1. 基本的事項

（1） 試験問題作成に当たっての基本的方針

① 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）及び測量法施行規則に基づく各科目について出題する。

② 以下の内容、分野等に関する問題を出題する。

(ア)測量の原理・原則に関する問題

(イ)普及・定着し、公共測量等の実際の現場で活用されている測量技術に関する問題

(ウ)新たな測量技術のうち、定着しつつあるものに関する問題

(エ)測量に関する法規及び測量技術者としての倫理に関する問題

(オ)地理空間情報の活用を推進する観点からの問題

③ 以下の内容、分野等に関する問題は出題しない。

(ア)公共測量等の実際の現場で活用されることが少なくなった測量技術に関する問題

(イ)特定の機関等のみで行われている作業に関する問題

（2） 測量士試験問題作成に当たっての方針

① 測量に関する計画を作製し、又は実施するために必要となる専門的学識及び応用能力等を問う。主に、午前の試験は専門的学識等を、午後の試験は応用能力等を問う。

② 公共測量に関する計画の作製及びその円滑な実施の観点から必要となる、関連法令及び「作業規程の準則」の内容を含む公共測量の実務を問う。

（3） 測量士補試験問題作成に当たっての方針

① 測量士の作製した計画に従い測量に従事するために必要となる専門的技術等を問う。

② 測量士試験に出題されている範囲の中で、公共測量の実務に関して、特に基礎となるものを問う。

（4） 試験問題の形式、出題数、配点、合格基準

	測量士		測量士補
	午前	午後	
形式	択一式	記述式	択一式
出題数	28 問	必須問題 ：1 題（設問数 4 問） 選択問題※：4 題（設問数各 3 問） ※ 選択問題は、基準点測量、地形・写真測量、地図編集、応用測量の 4 題のうち 2 題を受験者が任意に選択する。	28 問
配点	1 問 25 点 合計 700 点	必須問題 300 点 選択問題各 200 点 合計 700 点	1 問 25 点 合計 700 点
合格基準	午前の試験で点数が 450 点以上で、かつ、午前と午後の総合点の点数が 910 点以上とする。		450 点以上

（5） 法令等の適用日

測量士及び測量士補試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和 9 年 1 月 1 日（金）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。なお、法令等には、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）も含む。

2. 試験科目

測量士試験	測量士補試験
(1) 測量に関する法規及びこれに関連する国際条約 (2) 測地測量 (3) 測図測量、地理情報システム (4) 三次元点群測量 (5) 応用測量	(1) 測量に関する法規 (2) 測地測量 (3) 測図測量 (4) 応用測量

※ 上記試験科目に関連して技術者倫理、測量の基準、基礎的数学及び三次元点群測量（測量士補）等についても出題範囲とする。

※ 測量士及び測量士補試験ともに、技術者として測量法第４８条の業務に従事することができる資質を測るため、実務能力を重視した内容を出題する。

※ 令和 6 年 6 月 12 日に測量法が一部改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことにより試験科目名が変更されている。測地測量は従来の多角測量、汎地球測位システム測量、水準測量を、測図測量は、従来の地形測量、写真測量、地図編集を置き換えたものである。